

海外の性犯罪対策

	登録義務	登録情報の告知・公開	監視	性犯罪者に対する処遇	その他・課題等
アメリカ (州で異なる)	<ul style="list-style-type: none"> ●連邦法に基づき、各州で制定されており、基本的に州の指定された警察などの法執行機関に必要事項を登録。(届出義務違反には罰則あり。)対象者は、年少者に対する性的犯罪、暴力的な性犯罪で <ul style="list-style-type: none"> ➢有罪判決を受けた者 刑務所から釈放、仮釈放、監視下の釈放又は保護観察に付された者が届出。 氏名、身体的特徴、住所、指紋、写真、犯罪歴、精神状態や人格障害の治療歴等 ●登録期間は10年間。年1回更新 終身にわたることもあり。 ●多くの州では、常習性等から登録法施行後以前の犯罪についても適用がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪者の再犯の危険によって決定される段階により定められており、地域住民が自由に閲覧できる。(脅迫、嫌がらせ、情報の悪用をした場合には刑事罰が科せられる。州によって差異あり。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●位置追跡電子装置の装着 <ul style="list-style-type: none"> ➢一定年齢以下の児童を被害者として、釈放の条件や保護観察の条件などによる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●受刑者の円滑な社会復帰を促進するため、一定の期間居住させ、就職支援、薬物濫用治療、カウンセリング、住居の確保の支援その他のサービスを提供する施設(社会内強制センター) ●バージニア州では、人格障害で行動をコントロールできない者を収容し、治療、カウンセリングが行える施設がある。 ●全国に250施設あり、連邦司法省行刑局と契約した事業者が運営 ●収容期間の限度は、6月又は刑期の10%以内のいずれか短い方(平均は97日間) ●処遇プログラムには、就労支援、住居確保支援、薬物乱用、育児・家庭、女性専門、生活技能訓練等がある。 ●①社会内処遇、②釈放前、③自宅拘禁の3段階に分かれ、徐々に制限的ではなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録情報の公開は、登録者、被害者、その家族や雇用主等に対する嫌がらせはほとんどの州で発生し、社会復帰の妨げとなっているばかりか、被害者等の罪なき人々への悪影響が指摘されている。 ●登録に関し、本人確認、写真、指紋、DNAデータその他関連情報をデータベース化する必要があり、デスクワークが膨大になっている。 ●2005年現在で約55万人と推計されていた登録対象者のうち10万人は登録義務に違反しているといわれており、登録義務を遵守しない性犯罪者が多い。また、登録情報の正確性をチェックすることが困難
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年対象性犯罪(強姦、強制わいせつなど)者で <ul style="list-style-type: none"> ➢有罪判決を受けた者 ➢心神喪失者であるため処罰ができない者 は、身上情報(住所、氏名、生年月日、顔写真など)登録対象者となり、判決確定し、告知事項の受けた日から30日以内に警察署長(矯正施設収容の場合は施設長)に対して身上情報を届出。(住所届出義務違反には身体の拘束又は罰金) ●登録期間は10年間 	<ul style="list-style-type: none"> ●一定の性犯罪者のうち、青少年保護委員会が身上公開審査委員会において公開が相当であると判断した者の氏名、年齢、職業、住所等及び犯罪の概要を、刑確定後にインターネット、官報等により公開する。(2000~2007年まで) ●現在は、登録対象者の住所を管轄する市、郡、区に居住する青少年の法定代理人又は教育関連機関の長に閲覧を認めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●位置追跡電子装置の装着 <ul style="list-style-type: none"> ➢性暴力犯罪で2回以上、懲役刑を宣告された者で、刑の執行後5年以内に再び性暴力犯罪を犯した者 ➢電子装置装着の前科がありながら、再び性暴力犯罪を犯した者 ➢2回以上の性暴力犯罪により、性犯罪の習癖があると認められる者 ➢13歳未満の者に対して性暴力犯罪を犯した者 	<p>確認できず</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●身上公開制度の実効性については、公開される住所が犯罪者を特定できない程度のものであり、刑確定時の住所が公開されるにすぎず、写真も公開されないため、同一人と特定できないとの疑問が呈されている。 ●また、身上公開により犯罪者の家族の苦痛、人違いによる被害等が生じており、犯罪者の社会復帰を困難にしているといわれている。この点については、急増する青少年対象の性犯罪の根絶のためにはそのような被害もやむをえないとする見解もある。なお、再犯率に関する調査は見当たらないが、身上公開実施後も犯罪は増加しているといわれる。
カナダ (州で異なる)	<ul style="list-style-type: none"> ●裁判所の命令による場合 強姦、性的暴行など一定の性犯罪について有罪宣告を受け、又は精神障害のため責任能力なしと判断された者に対して、検察官の申立てに基づき、裁判所が法の届出義務に服すべき命令を発する。 ●州の司法長官又は準州の司法大臣の通告による場合は、法施行時以前に行われた犯罪について、一定の範囲で遡及的に登録義務を課す ●氏名、生年月日、住所、仕事に従事する場所、電話番号など ●届出は主たる住所地を管轄する登録センターに出頭して行う。 ●登録期間は比較的軽微な事案の場合は、10年間。その他は終身登録。 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録情報の閲覧は、原則として許されない。(連邦登録法) ●例外として、連邦登録法を執行するため、参照が必要である者(性犯罪の調査にあたる警察職員等)に限り、閲覧が認められている。 	<p>確認できず</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●連邦矯正保護局所管の施設で、釈放当局が、犯罪者の円滑な社会復帰の促進のため適当と認める場合に、仮釈放、法定釈放又は同行戒護を伴わない一時帰休の遵守事項として、犯罪者を居住させる施設 ●連邦矯正保護局が運営する社会内処遇センターが15、民間団体が運営する社会内居住センターが151(2006年1月現在) ●以下の者で、社会内居住施設への居住指定が課されているもの。①昼間仮釈放(刑期の1/6経過)②全面的仮釈放(刑期の1/3経過)③法定釈放(刑期の2/3経過) ●居住期間に規定はなく、施設により異なる。 ●一般的なカウンセリングその他の支援のほか、各種処遇プログラムを受ける。 ●24時間監視の下に置かれ、高頻度で保護観察官の面接を受ける。 ●矯正施設で釈放前に作成される処遇方針に、条件付釈放の際に付すべきと考えられる遵守事項が明記される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●政府のワーキング・グループは、登録情報を公開した場合の問題点として、犯罪者が潜行し、過剰な警備や恐怖が蔓延する等の指摘をした。 ●オンタリオ州の性犯罪者登録の監督官は、市民が登録情報にアクセスできるアメリカと比べ、登録義務遵守率の高さ(93%)を指摘し、その一因を、情報を市民に公開しない点に求めた。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ●届出の対象となる者は、強姦や性的暴行の犯罪について <ul style="list-style-type: none"> ➢有罪判決を受けた者 ➢責任無能力として無罪になった者 ➢行為無能力の状態で行った者 ➢特定の地域で注意を受けた者 届出は、有罪宣告又は違反行為への警告の日から3日以内に(生年月日、国民保険番号、氏名、住所等)を警察に対して行う。(住所届出義務違反には身体の拘束又は罰金) ●一定の範囲で遡及的に届出義務を課す。 ●届出期間は、2年から無期限。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一般公衆への情報公開は認められていない。(暴徒化した公衆が、性犯罪者の家や車などの破壊行為を行った経緯などから) ●例外的な情報提供は、多機関公衆保護協定に基づき提供。(警察、刑務所、保護観察所が共有し、教育機関、住宅、健康、福祉担当部署などと協力して、被害に遭う蓋然性の高い又はその保護者に対して知らせることができる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的な指導監督(保護観察官等の定期的な指導) ●公衆保護命令(届出命令、犯罪予防命令、海外旅行禁止命令、性的危害危険防止命令など) ●位置追跡電子装置の装着については、特定の性犯罪者に対して、本人の同意を得て装着 	<ul style="list-style-type: none"> ●内務省保護観察局所管の施設で、犯罪者の再犯を減らし、社会復帰を促進し、もって公衆を保護することを目的として、一般社会とのつながりをもった生活が送れる施設がある。収入によっては、滞在費用の負担も生じる。 ●居住期間は、保釈、社会内処遇命令又は仮釈放の条件による(2004年の平均期間は仮釈放18.3月、社会内処遇命令16.8月)。 ●夜間の外出・飲酒等の禁止、一定の場所への立入制限、居室・所有物の検査のほか、必要な場合には受信書の検閲や薬物・アルコール検査等が実施されることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●2004年3月31日現在の届出義務者は、約25,000人で、届出履行率は、政府推計で97%である。 ●英国では、2003年性犯罪法により、1997年性犯罪者法に基づく性犯罪者対策が強化・整備される。 ●性犯罪者対策の目的は、再犯防止により国民を保護し、潜在的な被害者を減少させること。 ●現在の性犯罪者対策は、①性犯罪者登録制度、各種の性犯罪者に対する民事命令、性犯罪の重罰化等による監視・行動制限の強化②マップと呼ばれる警察及び保護観察所を中心とする関係機関の協力体制の強化

※参考文献 レファレンスNo.655「性犯罪者情報の管理・公開」 法務省「再犯防止に関する総合的研究」、「諸外国における中間処遇制度等の例」「性犯罪者処遇プログラム研究会報告書」